

ENEOS BUSINESS カード・ENEOS BUSINESS IIカード・ENEOS BUSINESS ETCカード 会員規約・規定の改定について

2024年6月3日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ENEOS BUSINESS カード・ENEOS BUSINESS IIカード・ENEOS BUSINESS ETCカードの会員規約・規定（以下「規約等」といいます）の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続きに則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

1. 対象カード

- ・ENEOS BUSINESS カード
- ・ENEOS BUSINESS IIカード
- ・ENEOS BUSINESS ETCカード

2. 効力発生日

2024年10月1日より改定後の規約等が適用となります。

ただし、毎月2日払いのお客様は9月5日までに、毎月17日払いのお客様は9月20日までに明細WEB確認サービスへご登録いただいていない場合、10月のお支払い分からご利用代金明細書の発行手数料1回あたり220円（税込み）をご負担いただきますので、十分ご注意ください。

3. 改定内容

（1）経緯

弊社では、環境保全を目的とした紙の消費を削減する取り組みの一環として、2021年以降、WEB でご利用代金明細等をご確認いただく方法を推奨させていただいております。これに伴い、ENEOS BUSINESS カード・ENEOS BUSINESS IIカード・ENEOS BUSINESS ETCカードにつきましても、原則として、紙のお支払総括書を郵送してご利用代金明細等を通知する方法から、WEB でご利用代金明細等をご確認いただく方法へ変更いたします。

（2）詳細

主な改定内容は以下のとおりです。

改定後の規約等（全文）につきましては、2024年10月1日頃、当社 WEB サイトに掲載の予定です。

WEB サイト URL : <https://tscubic.com/kiyaku/>

- ①WEB でご利用代金明細等をご確認いただく方法に変更するに伴い、「法人明細 WEB 確認サービス特約」をそれぞれ「ENEOS BUSINESS カード規約」、「ENEOS BUSINESS II カード規約」、「ENEOS BUSINESS ETC カード規約」の規約に統合しております。
- ②お支払総括書の送付廃止に伴い、「会員情報の収集・利用・提供の同意に関する規定」の文言を一部変更しております。

以 上

1. 一般規定

(1) ENEOS BUSINESSカードおよびENEOS BUSINESS II カード

改定前		改定後
ENEOS BUSINESS カード ENEOS BUSINESS II カード	法人明細 WEB 確認サービス特約	ENEOS BUSINESS カード ENEOS BUSINESS II カード
第13 条（支払額の通知および残高承認） 1. 当社は、第10条に規定する毎月の利用代金を会員に請求するときは、支払総額およびカードごとの利用代金総額については予めお支払総括書を会員の届出住所宛に送付する等の方法により、その他利用日・利用店舗等、利用代金の明細については、次項に定める方法により通知するものとします。	第1条（本サービスの内容） 「法人明細WEB確認サービス」（以下、「本サービス」）は、トヨタファイナンス株式会社（以下、「当社」）が発行したENEOS BUSINESSカード、ENEOS BUSINESS II およびENEOS BUSINESS ETCカード（以下、総称して「カード」）の保有者（以下、「会員」）に対するカードにかかる支払総額およびカードごとの利用代金総額について記載したお支払総括書（以下「お支払総括書」）の郵送を停止し、会員が自ら当社所定のW E B ページへログインのうえご利用代金明細を確認できるサービスをいいます。	第13条（支払額の通知および残高確認） 1. 会員は、第10条に規定する毎月の利用代金については、会員が自ら当社所定のホームページへログインのうえご利用代金明細および利用残高（以下、「利用代金明細等」という）を確認するものとします。
第13 条（支払額の通知および残高承認） 4. 会員は、前 3 項の通知を受けた後、1 週間以内に当社に対して異議の申立をしない場合、利用明細の内容その他当該通知を受けた内容を承認したもののみとみなします。なお、前 3 項の通知の不着・延着は支払拒絶の理由とはなりません。	—	2. 会員は、前項の確認の結果、利用代金明細等の内容に異議があるときは、第10条により指定された支払日の1週間前までに、当社へ連絡するものとします。
—	第2条（本サービスの利用） 本サービスの利用を希望する会員は、本特約を承認したうえで、当社の定める所定の手続きを行うものとします。当該手続が完了した場合に、本サービス利用会員（以下「本サービス利用者」）は、本サービスが適用されるものとします。	第13条の2（明細WEB確認の利用） 1. 会員は、前条第1項本文の方法による利用代金明細等の確認(以下「明細WEB確認」という)を利用するにあたっては当社所定の方法により、利用登録を行うものとします。また、会員は、利用代金明細等をパソコン等の端末に記録(保存)するものとします。
新設		2. 明細WEB確認の利用に関わるホームページ閲覧用ブラウザおよび利用代金明細等データの形式等の明細WEB確認の利用環境は、当社ホームページ(U R L : https://ts3card-business.jp/sitepolicy.html)にて指定するものとします。なお、会員は、当社が事前告知なく明細WEB確認の利用環境を変更できることに、異議を唱えないものとします。
第13 条（支払額の通知および残高承認） 2. 当社は、前条により会員が登録した電子メールアドレスに対して利用代金の明細が更新された旨の電子メールを送信します。会員は、当該電子メールを受領後直ちに、当該電子メールにおいて指定されたWEB ヘアクセスをして、カードご利用明細ページを閲覧し、内容を確認することとします。	—	3. 当社は、第13条の3第1項により会員が登録した電子メールアドレスへ、利用代金明細等の確定通知を送信します。ただし、確定通知が正しく受信されないことがあった場合は、以降、確定通知を送信しない場合があります。
第13 条（支払額の通知および残高承認） 5. 当社は、会員が第 2 項の通知を受信できないことにより会員または第三者に対して損害が発生した場合にも、一切責任を負わないものとします。	—	4. 当社は、会員が前項の通知を受信できないことにより、会員または第三者に対して損害が発生した場合にも、一切責任を負わないものとします。
第13 条（支払額の通知および残高承認） 3. 前 2 項の定めにかかわらず、会員からの申し出があった場合その他当社が必要と判断した場合、当社は、利用代金の明細が記載された書面を会員の届出住所宛に送付する方法により通知するものとします。この場合、お支払総括書は送付しません。	第3条（適用除外） 毎月のカードご利用金額の確定時において、本サービス利用者が次のいずれかに該当する場合、当社は、お支払総括書を送付するものとします。 (1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合 (2) その他当社がお支払総括書の送付を必要と判断した場合	5. 利用代金明細等の確定時において、当社が利用代金明細等の書面での送付が必要と判断した場合は、当社は、利用代金明細等を書面で送付をすることがあります。
第12 条（電子メールアドレスの登録） 1.会員は入会後直ちに当社所定の方法により当社へ会員の電子メールアドレスを登録するものとします。	—	第13条の3（電子メールアドレス） 1. 会員は入会後直ちに当社所定のホームページで会員の電子メールアドレスを登録するものとします。
2.前項の電子メールアドレスの登録にあたっては、当社が不適切と認めたメールアドレスを用いることはできません。	—	2. 前項の電子メールアドレスの登録にあたっては、当社が不適切と認めたメールアドレスは登録できません。
3.会員は、第1 項の電子メールアドレスを、正確に登録するものとします。	—	3. 第 1 項の電子メールアドレスは、正確に登録するものとします。

改定前		改定後
ENEOS BUSINESS カード ENEOS BUSINESS II カード	法人明細 WEB 確認サービス特約	ENEOS BUSINESS カード ENEOS BUSINESS II カード
4.会員は、電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅延なく当社所定の変更手続きを行うものとします。	—	4. 会員は、電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社所定のホームページのユーザーメニューから変更の手続きを行うものとします。
5.電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事故、会員の責に帰すべき事由、会員が電子メールアドレスの変更を行ったにも関わらず変更後の電子メールアドレスの届出を行わなかった場合は、最終届出の電子メールアドレスにあてて当社が諸通知の内容を送信した時をもって会員に到達したものとみなします。	—	5. 会員が第4項の手続きを怠った場合、当社の電子メールでの通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。ただし、第4項の手続きを行わないことについてやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
—	第6条（本サービスの中止等） 2. カードの退会や、信用状況が著しく悪化した場合等、当社が本サービスの利用を認めないと判断したときは、当社は本サービス利用者に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、本サービスの利用を認めないことができるものとします。	第13条の4（明細WEB確認の利用の中止等） 1. カード等の退会や、信用状況が著しく悪化した場合等において、通知なく明細WEB確認を利用することができなくなることがあります。この場合、当社は利用代金明細等を書面で交付するものとし、会員は、第13条の5第2項の規定に従って当社所定の金額を負担するものとします。
—	第6条（本サービスの中止等） 3. 当社は、本サービス利用者に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、本サービスを中止もしくは終了し、または内容の変更ができるものとします。	2. 当社は、会員に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも明細WEB確認の内容を変更できるものとします。
—	第6条（本サービスの中止等） 1.本サービス利用者が本サービスの利用の中止を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。	第13条の5（書面での交付） 1. 会員が、明細WEB確認の利用を希望せず、利用代金明細等を記載した書面での送付を希望する場合、当社所定の方法により届け出るものとします。
新設		2. 前項の場合、当該会員は、当社所定の場合を除き、当社に対し、利用代金明細等を記載した書面の発行手数料として、発行回数1回につき当社所定の金額を負担するものとします。
		3. 会員は、前項の発行手数料を、会員が承諾した会員規約に定める支払の期日および方法に従い、当社に支払うものとします。
		第13条の6（支払額の通知および残高承認） 1. 当社は、会員が当社へ前条第1項に規定する届出をした場合、第10条に規定する会員の毎月の支払額を請求するときは、予め利用代金明細等が記載された書面を会員の届出住所宛に送付する方法により、支払額を通知するものとします。
		2. 会員の申出があり当社が認めた場合は、前項の書面を会員の届出住所以外の場所に送付することもあります。ただし、この場合でも支払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵便物については会員の届出住所宛に送付されることについて会員は異議ないものとします。
		3. 会員は、第1項の書面の確認の結果、利用代金明細等の内容に異議があるときは、第10条により指定された支払日の1週間前までに、当社へ連絡するものとします。
		4. 支払額の内容が年会費のみの場合、利用代金明細等を記載した書面の発送を省略することがあります。

改定前		改定後
ENEOS BUSINESS カード ENEOS BUSINESS II カード	法人明細 WEB 確認サービス特約	ENEOS BUSINESS カード ENEOS BUSINESS II カード
—	第4 条（免責） 当社は、本サービス利用者にお支払総括書が送付されないことにより、本サービス利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、一切責任を負わないものとします。	削除
—	第5 条（本特約の変更） 当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本特約を変更する旨、変更後の本特約の内容およびその効力発生時期を、予め当社 WEB サイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本特約を変更することができるものとします。	削除
—	第 7 条（カード会員規約の適用） 本特約に定めない事項については、本サービス利用者の保有するカードの規約・規定集を適用するものとします	削除

（2）ENEOS BUSINESS ETCカード

改定前		改定後
ENEOS BUSINESS ETCカード	法人明細 WEB 確認サービス特約	ENEOS BUSINESS ETCカード
第12 条（支払額の通知および残高承認） 1.当社は、第9 条に規定する毎月の E T C カード利用代金を会員に請求するときは、支払総額および E T C カードごとの利用代金総額については予めお支払総括書を会員の届出住所宛に送付する等の方法により、その他利用日・利用区間等、E T C カード利用代金の明細については、次項に定める方法により通知するものとします。	第1条（本サービスの内容） 「法人明細WEB確認サービス」（以下、「本サービス」）は、トヨタファイナンス株式会社（以下、「当社」）が発行したENEOS BUSINESSカード、ENEOS BUSINESS II およびENEOS BUSINESS ETCカード（以下、総称して「カード」）の保有者（以下、「会員」）に対するカードにかかる支払総額およびカードごとの利用代金総額について記載したお支払総括書（以下「お支払総括書」）の郵送を停止し、会員が自ら当社所定のWE B ページへログインのうえご利用代金明細を確認できるサービスをいいます。	第12条（支払額の通知および残高確認） 1. 会員は、第9条に規定する毎月のETCカード利用代金については、会員が自ら当社所定のホームページへログインのうえ利用代金明細および利用残高（以下、「利用代金明細等」という）を確認するものとします。
第12 条（支払額の通知および残高承認） 4.会員は、前3 項の通知を受けた後、1 週間以内に当社に対して異議の申立をしない場合、利用明細の内容その他当該通知を受けた内容を承認したものとみなします。なお、前3 項の通知の不着・延着は支払拒絶の理由とはなりません。	—	2. 会員は、前項の確認の結果、利用代金明細等の内容に異議があるときは、第9条により指定された支払日の1週間前までに、当社へ連絡するものとします。
—	第2条（本サービスの利用） 本サービスの利用を希望する会員は、本特約を承認したうえで、当社の定める所定の手続きを行うものとします。当該手続が完了した場合に、本サービス利用会員（以下「本サービス利用者」）は、本サービスが適用されるものとします。	第12条の2（明細WEB確認の利用） 1. 会員は、前条第1項本文の方法による利用代金明細等の確認(以下「明細WEB確認」という)を利用するにあたっては当社所定の方法により、利用登録を行うものとします。また、会員は、利用代金明細等をパソコン等の端末に記録(保存)するものとします。
新設		2. 明細WEB確認の利用に関わるホームページ閲覧用ブラウザおよび利用代金明細等データの形式等の明細WEB確認の利用環境は、当社ホームページ(U R L : https://ts3card-business.jp/sitepolicy.html)にて指定するものとします。なお、会員は、当社が事前告知なく明細WEB確認の利用環境を変更できること に、異議を唱えないものとします。
第12 条（支払額の通知および残高承認） 2.当社は、前条により会員が登録した電子メールアドレスに対して E T C カード利用代金の明細が更新された旨の電子メールを送信します。会員は、当該電子メールを受領後直ちに、当該電子メールにおいて指定されたWEB ヘアクセスをして、E T C カードご利用明細ページを閲覧し、内容を確認することとします。	—	3. 当社は、第12条の3 第 1 項により会員が登録した電子メールアドレスへ、利用代金明細等の確定通知を送信します。ただし、確定通知が正しく受信されないことがあった場合は、以降、確定通知を送信しない場合があります。
第12 条（支払額の通知および残高承認） 5. 当社は、会員が第2 項の通知を受信できないことにより会員または第三者に対して損害が発生した場合にも、一切責任を負わないものとします。	—	4. 当社は、会員が前項の通知を受信できないことにより、会員または第三者に対して損害が発生した場合にも、一切責任を負わないものとします。

改定前		改定後
ENEOS BUSINESS ETCカード	法人明細 WEB 確認サービス特約	ENEOS BUSINESS ETCカード
第12 条（支払額の通知および残高承認） 3.前2 項の定めにかかわらず、会員からの申し出があった場合その他当社が必要と判断した場合、当社は、利用代金の明細が記載された書面を会員の届出住所宛に送付する方法により通知するものとします。この場合、お支払総括書は送付しません。	第3条（適用除外） 毎月のカードご利用金額の確定時において、本サービス利用者が次のいずれかに該当する場合、当社は、お支払総括書を送付するものとします。 （1）法令等によって書面の送付が必要とされる場合 （2）その他当社がお支払総括書の送付を必要と判断した場合	5．利用代金明細等の確定時において、当社が利用代金明細等の書面での送付が必要と判断した場合は、当社は、利用代金明細等を書面で送付をすることがあります。
第11 条（電子メールアドレスの登録） 1.会員は入会後直ちに当社所定の方法により当社へ会員の電子メールアドレスを登録するものとします。	—	第12条の3（電子メールアドレス） 1．会員は入会後直ちに当社所定のホームページで会員の電子メールアドレスを登録するものとします。
2.前項の電子メールアドレスの登録にあたっては、当社が不適切と認めたメールアドレスを用いることはできません。	—	2．前項の電子メールアドレスの登録にあたっては、当社が不適切と認めたメールアドレスは登録できません。
3.会員は、第1 項の電子メールアドレスを、正確に登録するものとします。	—	3．第1 項の電子メールアドレスは、正確に登録するものとします。
4.会員は、電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅延なく当社所定の変更手続きを行うものとします。	—	4．会員は、電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社所定のホームページのユーザーメニューから変更の手続きを行うものとします。
5. 電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事故、会員の責に帰すべき事由、会員が電子メールアドレスの変更を行ったにも関わらず変更後の電子メールアドレスの届出を行わなかった場合は、最終届出の電子メールアドレスにあてて当社が諸通知の内容を送信した時をもって会員に到達したものとみなします。	—	5．会員が第4 項の手続きを怠った場合、当社の電子メールでの通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。ただし、第4 項の手続きを行わないことについてやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
—	第6条（本サービスの中止等） 2. カードの退会や、信用状況が著しく悪化した場合等、当社が本サービスの利用を認めないと判断したときは、当社は本サービス利用者に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、本サービスの利用を認めないことができるものとします。	第12条の4（明細WEB確認の利用の中止等） 1．カード等の退会や、信用状況が著しく悪化した場合等において、通知なく明細WEB確認を利用することができなくなることがあります。この場合、当社は利用代金明細等を書面で交付するものとし、会員は、第12条の5第2項の規定に従って当社所定の金額を負担するものとします。
—	第6条（本サービスの中止等） 3. 当社は、本サービス利用者に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、本サービスを中止もしくは終了し、または内容の変更ができるものとします。	2. 当社は、会員に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも明細WEB確認の内容を変更できるものとします。
—	第6条（本サービスの中止等） 1.本サービス利用者が本サービスの利用の中止を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。	第12条の5（書面での交付） 1．会員が、明細WEB確認の利用を希望せず、利用代金明細 等を記載した書面での送付を希望する場合、当社所定の方法により届け出るものとします。
新設		2. 前項の場合、当該会員は、当社所定の場合を除き、当社に対し、利用代金明細等を記載した書面の発行手数料として、発行回数1 回につき当社所定の金額を負担するものとします。
		3. 会員は、前項の発行手数料を、会員が承諾した会員規約に定める支払の期日および方法に従い、当社に支払うものとします。
		第12条の6（支払額の通知および残高承認） 1. 当社は、会員が当社へ前条 第1項に規定する届出をした場合、第9 条に規定する会員の毎月の支払額を 請求するときは、予め利用代金明細等が記載された書面を会員の届出住 所宛に送付する方法により、支払額を通知するものとします。
		2. 会員の申出があり当社が認めた場合は、前項の書面を会員の届出住所以外の場所に送付することもあります。ただし、この場合でも支 払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵便物については会員の届出住 所宛に送付されることについて会員は異議ないものとします。
		3. 会員は、第1項の書面の確認の結果、利用代金明細等の内容に異議があるときは、第9 条により指定された支払日の1週間前までに、当社へ連絡するものとします。
		4. 支払額の内容が年会費のみの場合、利用代金明細等を記載した書面の発送を省略することがあります。

改定前		改定後
ENEOS BUSINESS ETCカード	法人明細 WEB 確認サービス特約	ENEOS BUSINESS ETCカード
—	第4 条（免責） 当社は、本サービス利用者にお支払総括書が送付されないことにより、本サービス利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、一切責任を負わないものとします。	削除
—	第5 条（本特約の変更） 当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本特約を変更する旨、変更後の本特約の内容およびその効力発生時期を、予め当社 WEB サイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本特約を変更することができるものとします。	削除
—	第 7 条（カード会員規約の適用） 本特約に定めない事項については、本サービス利用者の保有するカードの規約・規定集を適用するものとします。	削除

2. 会員情報の収集・利用・提供の同意に関する規定

(1) ENEOS BUSINESSカードおよびENEOS BUSINESS II カード

改定前	改定後
会員情報の収集・利用・提供の同意に関する規定	会員情報の収集・利用・提供の同意に関する規定
第8条（本規定に不同意の場合） 2. 会員等が、第3条第2項・第3項および第5条第2項に同意しない場合、両社は第3条第2項・第3項および第5条第2項記載のすべての提供・利用を行わないものとします。ただし、お支払総括書等送付の際の同封物についてはこの限りではありません。	第8条（本規定に不同意の場合） 2. 会員等が、第3条第2項・第3項および第5条第2項に同意しない場合、両社は第3条第2項・第3項および第5条第2項記載のすべての提供・利用を行わないものとします。ただし、利用代金明細等送付の際の同封物についてはこの限りではありません。
第9条（会員情報の提供・利用の中止の申出） 本規定第3条および第5条による同意を得た範囲内で両社が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合、それ以降の第3条第2項・第3項に基づく両社での利用および第5条第2項に基づく E N E O S から情報提供先への提供を中止する措置をとります。ただし、お支払総括書等送付の際の同封物についてはこの限りではありません。	第9条（会員情報の提供・利用の中止の申出） 本規定第3条および第5条による同意を得た範囲内で両社が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合、それ以降の第3条第2項・第3項に基づく両社での利用および第5条第2項に基づく E N E O S から情報提供先への提供を中止する措置をとります。ただし、利用代金明細等送付の際の同封物についてはこの限りではありません。

(2) ENEOS BUSINESS ETCカード

改定前	改定後
会員情報の収集・利用・提供の同意に関する規定	会員情報の収集・利用・提供の同意に関する規定
第6条（本規定に不同意の場合） 2. 会員等が、第3条に同意しない場合、両社は第3条記載のすべての利用を行わないものとします。ただし、お支払総括書等送付の際の同封物についてはこの限りではありません。	第6条（本規定に不同意の場合） 2. 会員等が、第3条に同意しない場合、両社は第3条記載のすべての利用を行わないものとします。ただし、利用代金明細等送付の際の同封物についてはこの限りではありません。
第7条（会員情報の利用の中止の申出） 本規定第3条による同意を得た範囲内で両社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合、それ以降の第3条に基づく両社での利用を中止する措置をとります。ただし、お支払総括書等送付の際の同封物についてはこの限りではありません。	第7条（会員情報の利用の中止の申出） 本規定第3条による同意を得た範囲内で両社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合、それ以降の第3条に基づく両社での利用を中止する措置をとります。ただし、利用代金明細等送付の際の同封物についてはこの限りではありません。